

安全運転管理者・副安全運転管理者の欠格事由について

○道路交通法施行規則第9条の9第1項第2号イ

公安委員会が行う安全運転管理者や副安全運転管理者の解任命令により、安全運転管理者や副安全運転管理者を解任され、その解任の日から2年を経過していない方

○道路交通法施行規則第9条の9第1項第2号ロ

以下の違反行為をした日から2年を経過していない方

- 1 ひき逃げ
- 2 (1) 酒酔い運転 (2) 麻薬等運転 (3) 酒酔い運転者への車両提供
(4) 酒酔い運転の下命容認 (5) 麻薬等運転の下命容認
- 3 酒気帯び運転
- 4 酒気帯び運転者への車両提供
- 5 (1) 酒酔い運転者への酒類提供 (2) 酒気帯び運転者への酒類提供
- 6 (1) 酒酔い運転者への依頼同乗 (2) 酒気帯び運転者への依頼同乗
- 7 無免許運転
- 8 無免許運転をするおそれがある者への車両提供
- 9 無免許運転の下命容認
- 10 酒気帯び運転の下命容認
- 11 過労運転の下命容認
- 12 最高速度違反の下命容認
- 13 無資格運転の下命容認
- 14 積載物重量制限違反の下命容認
- 15 積載制限（重量を除く）違反の下命容認
- 16 自動車の使用制限命令違反
- 17 放置行為の下命容認
- 18 妨害運転に係る罪

上記のいずれかに該当する方は、安全運転管理者や副安全運転管理者になることはできません。